

～保育所等入園のご案内～

◆ もくじ ◆

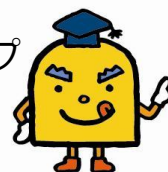
保育所へ入園申込みのご案内

1. 保育所等とは	P. 1
2. 入園できる条件とは	P. 1
3. 申込み方法および提出書類について	P. 1
4. 『教育・保育給付認定申請』について	P. 5
5. 入園申込みに関する注意事項	P. 5
6. 障がいのある児童の入園について	P. 5
7. 入園期間について	P. 6
8. 入園の決定について	P. 6
9. 面接について	P. 7
10. 保育料・給食費について	P. 7
11. 申込み後に変更があった場合について	P. 10
12. 入園後の注意事項	P. 10
○ 高浜市保育標準時間・短時間保育料月額表	P. 12
○ 高浜市保育所給食費（主食費・副食費）徴収表	P. 13
○ 高浜市内保育所等のご案内	P. 14
○ 高浜市保育所等・幼稚園所在地図	P. 15
○ 高浜市保育所入園判定基準	P. 16
○ 自営業を証明する添付書類	P. 17
○ 『教育・保育給付認定申請』のお知らせ	P. 18
○ 休日保育について	P. 20
○ 公立幼稚園預かり保育のご案内	P. 21
○ 病後児保育について	P. 22
○ 高浜市内 支援センターのご紹介	P. 24
○ 高浜市子育て支援ネットワーク	P. 25
○ 一時的保育事業案内	P. 26

高浜市こども未来部こども育成グループ

（いきいき広場3階）

☎ 0566-95-9562



保育所等へ入園申込みのご案内

1. 保育所等〔保育園・認定こども園（保育園機能）・家庭的保育・小規模保育〕とは

保護者（父及び母等子を監護する者）が仕事や病気などのため家庭内で保育することができない就学前児童を、保護者にかわって保育をすることを目的とする児童福祉施設です。このため、「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」などという理由では入園できません。

2. 入園できる条件とは

児童の保護者全員が次のいずれかにあり、その児童を保育できないと認められた場合です。

【保育を必要とする事由】

- ◆ 会社勤めなどで、居宅外で労働をしている
- ◆ 内職、自営業などで、居宅内でその児童と離れて日常の家事以外の労働をしている
- ◆ 母親が妊娠中であるか、または出産後間がない
- ◆ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体障がいがある
- ◆ 同居の病人や障がい者を常時介護又は看護している
- ◆ 火災など、災害の復旧にあたっている
- ◆ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている。
- ◆ 就労のための就学をしている。又は、職業訓練を受けている
- ◆ 虐待やDVの恐れがあること
- ◆ 育児休業 ※在園児

- * 高浜市保育所入園判定基準(P16)の表2の高浜市保育所入園判定用指数表に記載されている事由が「保育を必要とする事由」の要件です。
- * 外国人の方は、日本で在留資格があり在留期間内であること、かつ就労資格を有している必要があります。
- * 高浜市内の保育所等のご案内がP14.P15.にあります。詳細はそちらをご覧ください。

3. 申込み方法および提出書類について

申込み期間 : **令和6年9月25日（水）から10月1日（火）まで**

4月入園希望者の申込み方法

- ① **オンライン申込み**
- ② 窓口にて申込み（こども育成グループ）
受付時間：平日（月～金）
8時30分～17時15分まで
- ◆①、②いずれかで申込みしてください

5月以降の入園希望者の申込み方法

窓口にて申込み（こども育成グループ）
受付時間：平日（月～金）
8時30分～17時15分まで
※申込受付開始日より随時受付します。（土日祝除く）

4月入園希望はオンラインで入園申込みができますよ！



◆下記の表の通りに書類の提出をお願いします。

全員提出していただく書類		
	書類名	注意
作成・提出※1 オンライン申込み	① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書	別紙の記入例を参考に間違いや漏れのないようにお願いします。
	② 保育園入園申込書	別紙の記入例を参考に間違いや漏れのないようにお願いします。
入園面接時に提出※1	③ 「保育を必要とする証明書」及び根拠となる書類 （母のみ）（父子家庭は父） ※P4の表をご確認ください	○児童の保護者のうち母（父子家庭は父）の「保育の利用を必要とする証明書」を添付してください。事由、区分ごとに定められた書類を添付してください。 ○求職活動中の方については申込時に提出する書類はありませんが、入園後2か月以内に就労証明書を提出していただきます。 ※書類の提出は、母（父子家庭は父）のみです（※入園後の現況届では父親の書類が必要です）。なお、保育を必要とする事由（P1の2）は保護者すべてに必要です。
	④ 教育・保育給付認定及び特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用に関する確認同意書	内容を確認後、チェック及び署名の上ご提出ください。
	⑤ 入園申込児童調査表	お子さんの家庭での様子を把握する資料とさせていただきます。
対象の方が提出していただく書類		
入園面接時に提出※1	⑥ 令和6年度（令和5年分）市町村民税課税証明書（保育所入園用）または令和5年分の給与証明書	入園時点で高浜市以外に住民登録をしている方（単身赴任など） 「令和6年度（令和5年分）市町村民税課税証明書」を提出してください。 令和6年1月1日時点で海外赴任されている方 「令和5年分の給与証明書」を提出してください。
	⑦ 高浜市へ転入される方全員の住民票	申込書提出時に住民票が他市町村にある方（全員） は提出をお願いします。 * 高浜市の住所地が確定していない場合は、申込みができません。 * 入園日の前日までに高浜市に児童・保護者が転入していることが必須です。

※1 期間外申込み・5月以降入園申込みの書類提出方法はP3を確認してください。

4月入園希望者の申込み～面接までのながれ

オンライン申込みの場合

オンライン申込み手続きにより①、②が提出されます。



いつでもどこでも申込みできる！

先着順ではありません

窓口での申込みをする場合

①、②を受け取り記入後、
こども育成グループに提出してください。
※申請書の配布・提出先はこども育成グループのみ

面接時提出書類の準備

③（就労証明書など）、⑥、⑦は準備に時間がかかります！

早めの準備をお願いします。 ※③と⑥（給与証明書）の様式はHPからダウンロード可能

面接日時の案内郵送

③～⑤の様式を同封します。（③は就労証明書を封入）

面接時に郵送した封筒に提出書類を入れて提出してください。 ※10月9日ごろ郵送します。

⚠ 10月17日までに届かない場合、必ずこども育成グループまでご連絡ください。

第一希望園にて面接（P7 参照） ※家庭的保育・小規模保育所はいきいき広場にて面接を行います。

③～⑤（⑥、⑦は該当者のみ）を面接時に提出してください。

⚠ 面接時に提出できない場合は、必ず11月1日（金）までにこども育成グループへ提出してください。

⚠ 提出期間内に提出できなかった場合、入園を選定する際の指数には反映できませんのでご注意ください。

⚠ 面接時に抽選に必要な番号を配付します。（同一指数の場合、番号の若い順で抽選を実施し、抽選の結果が若い順で入所調整を行い、決定します）抽選は11月22日（金）に実施します。

書類選考 詳細は「入園の決定について（P6）」、「高浜市保育所入園判定基準（P16）」を参照

※受付期間に提出できなかった場合は、今回の期間内に申込みのあった方々が入園決定されてからの取扱いになりますので、ご注意ください。

※面接後のながれは面接時にご案内します。

期間外申込み・5月以降の入園希望者の申込み～面接までのながれ

入園申込書を受け取り、必要事項を記入、提出対象となる必要書類①～⑤、（該当者は⑥、⑦）を全て揃えた上、提出してください。

※申込書の配布・提出先はこども育成グループのみ

※選考方法は申込順か入所希望月の早い順です。「高浜市保育所入園判定基準」表2による選考ではありません。

ただし、同基準の表1に区分される児童は申込順にかかわらず優先入園となります。

入園案内できる月の前月中旬に、電話にてご連絡します。

【注意】

- ・配布した封筒に必要書類を入れて提出してください。
- ・封筒に貼ってある用紙に氏名、住所等ご記入ください。（年齢は令和7年4月1日の満年齢）

「保育を必要とする証明書」及び根拠となる書類一覧

就労証明書、疾病・看（介）護申請書は

「様式ダウンロード（こども育成グループ）」よりダウンロードできます。



下記、母親（父子家庭の場合は父）の保育を必要とする証明書を提出してください。

保護者の状況		時間・期間等の条件	提出書類
就労	外勤	月60時間以上の就労が必要 令和7年4月から就労予定の方や育休明けで勤務地等が決ま っていない場合は、見込みでの提出可	就労証明書 ※保育士・幼稚園教諭・保育 教諭の場合、資格写し
	自営※1 (P17 参照)	（※1）自営業とは保護者や祖父母が「法人格のない事業主である」また は「事業主が親族である法人格のない会社等で働く」場合を指します。	就労証明書および 就労状況がわかる書類（※2）
	内職	（※2）「自営業を証明する添付書類」にて提出書類を確認してください。	就労証明書
妊娠・出産		＜在園可能期間＞ 出産予定日2ヶ月前の月初日から出産日の2ヶ月後の月末日	母子手帳の写し (氏名と出産予定日のわかるもの)
育児休業(在園児)		育児休業で在園するには条件があります。P10 参照 ※育児休業要件での新規入園はできません	就労証明書
疾病・障がい	入院・常時 臥床	保護者が病気もしくは負傷し、又は心身に障がいがある場合 もしくは以下の障がい者手帳があり、保育ができない場合	疾病・看（介）護申立書 および、 医師の診断書 (もしくは各手帳の写し)
	通院	・身体障害者手帳 ・精神障害保健福祉手帳	
	精神疾患	・療育手帳 ・精神障害者医療受給	
看護・介護		恒常的（月60時間以上）に看護・介護が必要と認められる場合	疾病・看（介）護申立書 および、医師の診断書
災害等			
求職活動	求職活動	認定開始月から翌月末日までに就労証明書を提出すること 就職先が決まりましたら、速やかに就労証明書を在籍園に提出 してください	なし
	起業準備	入園後3ヶ月以内に要件を満たす就労でない場合、退園 ※起業準備が終わりましたら速やかに就労証明書と添付書類 (※2)を提出してください	起業準備活動であることを 証明できる書類（事業計画書 など）
就学		就学時間、週20時間以上であることが必要 ※休憩時間、移動時間は時間数には含みません	在学（入学）証明書 および、カリキュラムの写し
職業訓練		訓練時間 週20時間以上であることが必要 ※休憩時間、移動時間は時間数には含みません	受講証明書 および、カリキュラムの写し

※内職、妊娠・出産、疾病・障がい、看護・介護、求職活動、育児休業の方は、原則8：30～16：00の利用をお願いします。

※上記の条件は保育所の開所時間を原則とします。

※要件がない場合、退園となります。

4. 『教育・保育給付認定申請』について

保育所等（保育園や認定こども園など）を利用するためには、「支給認定」を受ける必要があります。
詳細はP18、P19の『教育・保育給付認定申請』のお知らせをご覧ください。

5. 入園申込みに関する注意事項

他の園との併願について

保育所等（保育園・認定こども園（保育園機能）・家庭的保育・小規模保育）と、公立幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）を併願することはできません。

0歳児の申込み・受付について

入園予約制度は行っていないので、4月入園希望者のみ入園決定の対象とします。5月以降の入園希望（育児休業復帰による）の受付は行いますが、4月の入園状況によっては、入園できず待機になる場合があります。育児休業期間を検討してください。

＊0歳児の入園については、生後6か月を経過した翌月からの入園となります。

＊申込みについては、出生届を提出後より受付をします。

就労予定及び求職活動中の方へ

申込書提出時に、就労予定または求職活動中の方については、入園後速やかに就労し、2か月以内に就労証明書を提出してください。

延長保育について

午前7時～午前7時30分、午後6時30分～午後7時の保育を希望される場合、保育料や給食費とは別で延長料金がかかります。また園によって開所時間が異なりますので必ず開所時間をご確認の上、お申込みください。（P.14 参照）延長料金につきましてはP9をご覧ください。

6. 障がいのある児童の入園について

保護者の方が働いている等条件は同じで、お子さんに障がいのある場合です。指定園制度ではなく必要に応じ、どの園でも3・4・5歳児で軽度から中度のお子さんを受け入れています。受け入れ人数は、統合保育が適切に実施できる範囲です。ご理解をお願いします。

重度のお子さんについては、よしいけ保育園と高浜南部保育園で4・5歳児のお子さんを各園2名、吉浜保育園で1名受け入れています。予め定員に受入れ枠を設け受付します。ただし、入園の決定は、統合保育審査委員会にて協議・調整のうえ行います。

7. 入園期間について

原則として申込者からの希望の範囲で、小学校就学前までの「保育を必要とする」と見込まれる期間とします。※1か月以上保育所を欠席する場合、原則退所となります。ご了承ください。

出産を理由とする場合は、出産予定日の2か月前の月初日から、出産日の2か月後の月末日までが入園期間となります。※出産要件後の求職活動は認められません。

なお、月1日付け入所かつ月末退所が原則のため、保育料は月額制です。

8. 入園の決定について

家庭の状況等を面接または調査して、保育が困難と認められる場合、その程度により入園を決定します。また、面接時のお子さんの様子や健康等の情報をもとに集団生活に適應できるか、個別の支援を必要とするかなどを検討します。個別の支援が必要と判断した場合は担任とは別にお子さんの育ちを支える職員がサポートしての保育となります。なお、個別支援を必要とするお子さんの入園について協議・調整のうえ、決定します。第1希望園の学齢定員を超えた場合は、第1希望以外の保育施設への入園になることもあります。それぞれの家庭により保育を必要とする事情が異なると思いますが、限られた保育施設で運営しておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

【学齢定員を超えた場合の選考方法】（P16. 高浜市保育所入園判定基準を参照。）

- ① 第1希望園にて調整する
- ② 各施設、各年齢において受入れ人数を超過した場合、児童虐待等の恐れのある世帯、里親委託が行われている世帯の児童（「高浜市保育所入園判定基準」表1）を優先入園
※受入れ人数を超過した場合は、公開抽選を行う
- ③ その他の児童は、指数表（「高浜市保育所入園判定基準」表2）を用い指数の高い者より選考。同点となった場合は、抽選を行います。（面接時に配付した番号の若い順で抽選を実施し、抽選の結果が若い順で入所調整を行い、決定します）
- ④ 点数が下位になり、第1希望園で選考できない場合は、受入れ人数に満たない保育施設を案内する
- ⑤ 希望施設にて入園枠が空くのを待つ場合は、指数の高い者より待機順位をつけ、同点の場合は公開抽選を行う

※P16. 「高浜市保育所入園判定基準」による指数表は、申込受付期間内に申込みをした者に用い、指数の基礎となる挙証書類は定めた期間内に提出されたものを使用します。

4月入園決定者には、令和7年1月下旬ごろに入園承諾書等を送付します。

9. 面接について

申込み受付後、第1希望園にて面接を行います。

（家庭的保育・小規模保育はいきいき広場で面接を行います。）

面接場所・時間は、10月9日頃に文書で連絡いたします。日程は、下記の通りです。

園 名	面 接 日 時	園 名	面 接 日 時
翼幼保園	10月21日（月）午前	よしいけ保育園	10月21日（月）午後
吉浜さんさん保育園	10月22日（火）午前	ひかりこども園	10月22日（火）午後
中央保育園	10月23日（水）午前	吉浜北部保育園	10月23日（水）午後
たかはまこども園	10月24日（木）午前	吉浜保育園	10月24日（木）午後
高浜南部保育園	10月25日（金）午前	たかとりこども園	10月25日（金）午後
高浜あおぞら保育園	10月28日（月）午前		
家庭的保育・小規模保育	10月29日（火）午前		

10. 保育料・給食費について

保育にかかる経費の一部を保育料として各家庭で負担していただきますが、「幼児教育・保育の無償化」に伴い、3・4・5歳児の保育料は無償となりました。ただし、給食費などは実費徴収されます。

給食費は、各園で金額が異なります。

なお、保育料・給食費はいずれも月額制です。

→P12 高浜市保育料月額表、P13 高浜市保育所給食費（主食費・副食費）徴収表をご参照ください。

		0・1・2歳児	3・4・5歳児
保育料		市町村民税の有無と所得割額に応じて決定	無償（全員）
給食費	主食費（ごはん等）	保育料に含まれている	実費徴収（全員）
	副食費（おかず等）		実費徴収 （ただし市町村民税所得割額により減免あり）

* 保護者の会の会費、スポーツ振興センター共済掛金、行事費等は従来通り実費徴収されます。

（1） 保育料・給食費の算定について

0・1・2歳児の保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者（父、母、または祖父母等）の市町村民税の所得割額及び課税の有無により算定します。3・4・5歳児の副食費減免も同様です。

- ① 児童の父母の市町村民税が課税されていれば、父母のみを保育料算定対象とし、祖父母は算定対象にはなりません。
- ② 児童の父母の市町村民税が非課税であれば、同居の祖父または祖母（家計の主宰者となる）が保育料算定対象となります。

※ 保育料を算定する時の市町村民税の所得割額に、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除は適用されません。この場合は実際の市町村民税の所得割額と異なります。

※ 扶養義務者が指定都市の区域内で課税されている場合は、保育料を算定する時の市町村民税の所得割額は、高浜市での所得割額にみなし計算します。

※ 外国から帰国または入国された方で日本での課税がない場合は、外国及び日本での年間所得により相当する税額を類推算定し、保育料を決定します。

(2) 保育料・給食費算定の変更時期

変更時期は、毎年4月（学齢区分の見直し）と9月（税額等の見直し）です。

期（月） 算定 基礎となるもの	令和7年4月～令和7年8月	令和7年9月～令和8年3月
市町村民税	令和6年度分（令和5年1月～12月分の所得にかかる市町村民税）	令和7年度分（令和6年1月～12月の所得にかかる市町村民税）

(3) 0・1・2歳児の保育料の軽減

① 第三子以降の場合

満18歳未満である児童を3人以上養育及び監護している世帯で、第三子以降の0・1・2歳児は保育料が無料になります。

② 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園等に入所している場合

就学前児童のうち1人目は、全額保護者負担、2人目は半額、3人目以降は無料です。

③ 非課税世帯

保育料算定額（市町村民税）が非課税の世帯の保育料は無料です。

④ ひとり親世帯・障がい者世帯で、かつ市町村民税所得割額 77, 101円未満の場合

対象児童 ☆兄・姉の年齢問わない	保育料
第一子	高浜市保育料月額表の（ ）内の額
第二子	無料

※ 児童及び児童と同じ世帯で、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳又は、療育手帳を持っている方がいる場合は、手帳の写しを提出してください。軽減を受けられる場合があります。

⑤ 市町村民税所得割額 57, 700円未満の世帯

対象児童 ☆兄・姉の年齢問わない	保育料
第一子	高浜市保育料月額表の保育料
第二子	高浜市保育料月額表の保育料の半額
第三子以降	無料

(4) 3・4・5歳児の副食費の減免

① 3人以上の就学前児童が保育園、幼稚園等に入所している場合

就学前児童のうち1人目と2人目は、全額実費徴収、3人目以降は徴収免除です。

② 非課税世帯

保育料算定額（市町村民税）が非課税の世帯の副食費は無料です。主食費のみ支払います。

③ ひとり親世帯・障がい者世帯かつ市町村民税所得割額 77, 101円未満の場合

対象児童 ☆兄・姉の年齢問わない	副食費
第一子	徴収免除 (主食費のみ支払う)
第二子	
第三子以降	

④ 市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯

対象児童 ☆兄・姉の年齢問わない	副食費
第一子	徴収免除 (主食費のみ支払う)
第二子	
第三子以降	

(5) 保育料とは別に必要となる料金

◎ 延長保育料（希望者）

①午前7：00から午前7時30分の間の利用 月額 1,300円

よしいけ保育園・吉浜保育園・吉浜さんさん保育園・たかはまこども園

②午後6：30から午後7時00分の間の利用 月額 1,300円

中央保育園・よしいけ保育園・吉浜保育園・高浜南部保育園・ひかりこども園・翼幼保育園・

高浜あおぞら保育園・吉浜さんさん保育園・たかとりこども園・たかはまこども園

※①と②の併せて利用する場合は、2,600円となります。

◎ その他の費用（参考）※行事費用などは、都度実費徴収されます。

園名	3・4・5歳		保護者の会 会費（全員） ＊月額	保険料（日本スポーツ振興センター） （全員） ＊年額
	主食費 （ごはん等） ＊月額	副食費 （おかず等） ＊月額		
吉浜保育園	¥650	¥4,650	¥250	¥240
高浜南部保育園	¥650	¥4,500	¥250	¥240
よしいけ保育園	¥650	¥4,650	¥250	¥240
吉浜北部保育園	¥650	¥4,500	¥250	¥240
中央保育園	¥650	¥4,500	¥250	¥240
ひかりこども園	¥900	¥4,500	¥150	¥240
吉浜さんさん保育園	¥650	¥4,700	¥250	¥240
高浜あおぞら保育園	—	—	¥250	¥240
翼幼保育園（保）	¥900	¥5,100	¥250	¥200
たかとりこども園（保）	¥900	¥5,100	¥250	¥200
たかはまこども園（保）	¥1,000	¥5,600	¥250	¥200
家庭的保育	—	—	—	個別設定
ぽんぽんマム	—	—	—	¥240
からんこえ	—	—	—	¥240
おひさま	—	—	—	¥240

※価格は、令和6年9月1日時点の参考価格です。物価変動等により、価格が変更になる可能性があります。

(6) 保育用品について

園生活に必要な用品を購入していただきます。

(取扱店及び用品販売日等は、入園承諾書と一緒にお知らせします。)

※ 公立園：安全帽子・スモック・カバン・シューズは3・4・5歳児のみ必要です。

※ 民間園：よしいけ保育園・吉浜保育園・高浜南部保育園・中央保育園・高浜あおぞら保育園・吉浜さんさん保育園・翼幼保育園・たかとりこども園・ひかりこども園・たかはまこども園、小規模保育、家庭的保育は、別途設定

11. 申込み後に変更があった場合について

申込み後に次のような変更があった場合は、書類の再提出・変更をしていただく必要があります。こども育成グループまで必ず連絡してください。

- ・ 住所が変わったとき
- ・ 家族構成や家庭状況が変わったとき
- ・ 保護者（父母等）全員の「保育を必要とする事由」が変わる場合、就労時間等の変更に
より「保育必要量」が変更となる場合（新たに就労証明書等の提出が必要です。）

オンライン申込み後、申込み内容の修正は申込み期間内にこども育成グループまでお越しください。

12. 入園後の注意事項

食物アレルギー対応について

公立園では、安全性を最優先するため、食物アレルギー対応が必要なお子さんには、アレルゲンを含む食品・料理は、一切提供しません。詳しい対応につきましては、園にご相談ください。

※民間園については、園によって対応が異なりますので、各園にご確認ください。

育児休業中の継続利用について

子どもの発達上の変化を考慮し、3歳児以上の集団生活の習得に向けて以下の条件を満たす在園児は、保育所を継続利用することができます。なお、保育所利用中の0・1歳児の母親（父親）が育児休業を取得され、「保育の必要性」が他にない場合は、退園していただきます。

学年	条件
2歳児 (9月1日以降に母が出産した場合に限る) ※出産日であって出産予定日ではありません	卒園までに出産前と同じ職場に復帰すること
3歳児・4歳児	
5歳児	出産前と同じ職場に復帰すること

※育児休業とは育児休業法に基づく場合を指します。ただし、育児・介護休業法に基づく育児休業の適用を受けられない自営業の方で、子どもが生まれた日から満1歳の誕生日の属する月末まで育児のために休んだ場合は、休んだ期間を育児休業とみなします(みなし育児休業)。

※いずれの学年でも、育児休業を要件として新規入園することはできません。

※育休復帰日確認のため、就労証明書の提出が必要となります。在籍園へ提出してください。

※認定こども園（翼幼保園・たかとりこども園・たかはまこども園）の3・4・5歳児は、利用する施設の変更が生じないため、認定区分を1号認定（教育認定）に変更し、当該児童の利用時間は教育標準時間として施設利用を継続できます。

産後パパ育休制度の利用について

母親の産後2か月間に、児童（0・1・2歳児を含む）の父親が育児休業を2か月間取得する場合、母親の産後2か月間は在園可能です。

転園について

対象施設（※１）に在園児童のうち、２歳児クラスまでの施設（高浜あおぞら保育園・家庭的保育・小規模保育）に通園している２歳児や、兄弟が別々の園に通っている児童、保育時間が合わない児童は、希望により次年度４月から通園施設を変更する調整を８月～９月に行っています（※２）。

※１ 対象施設・・・吉浜保育園・よしいけ保育園・高浜南部保育園・中央保育園・高浜あおぞら保育園・吉浜さんさん保育園・吉浜北部保育園・ひかりこども園・たかはまこども園・家庭的保育・小規模保育です。

△在園児の園の変更は、本転園調整のみで行います。しかし、翼幼保育園・たかとりこども園への転園や、翼幼保育園・たかとりこども園からその他の施設への転園はできませんので新規申し込みが必要です。

※２ 定員により、希望園に転園できないこともあります。

【注意】年度途中での転園はできません。

ならし保育について

家庭での保育から、保育園へ入園することによって、保護者も子どもも生活環境は大きく変化します。その負担を和らげるため「ならし保育」があります。

保育園での保育は、保育を必要とする要件がある場合に利用可能なため「ならし保育」は保育を必要とする要件には当てはまりません。そのため、期間や時間については、保育園と相談しながら行うことになります。「ならし保育」を希望される場合は、保育園にお申し出ください。

ならし保育の取扱いは下表のとおりです。なお、保育料は通常の入園と同じ取扱いになります（減免措置や日割り計算などはありません）。

復職日（就職日）	入園日	ならし期間	
１日	当月１日	なし	
２日～３１日	当月１日	１日から４週間程度	高浜市では、保育所の入所は月初日を基本としており、「ならし保育」期間は設定しておりません。

高浜市保育標準時間保育料月額表

令和元年１０月分より適用

階層 区分	認 定 区 分		保 育 料 月 額 （ 単 位：円 ）		負担軽減	
			０・１・２歳児	３・４・５歳児	母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯	左記に該当しない世帯
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び児童福祉法に規定する里親及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支援給付受給世帯		０	０	B階層、C階層、D１－１階層、D１－２階層、D２階層、D３－１階層の場合（注２）	B階層の場合 年齢制限なし １人目は１０／１０ ２人目以降の児童は無料
B	A階層を除き、当年度分の市民税所得割額の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	０ (０)	０ (０)	年齢制限なし １人目の児童は１０／１０	
C		市町村民税均等割課税世帯 ４８，６００円未満	８，５００ (３，７５０)	０ (０)	２人目以降の児童は無料	C階層、D１－１階層の場合 年齢制限なし １人目は１０／１０ ２人目の児童は５／１０ ３人目以降の児童は無料
D１－１		４８，６００円以上 ５７，７００円未満	１１，３００ (４，８００)	０ (０)		
D１－２		５７，７００円以上 ６１，０００円未満	１１，３００ (４，８００)	０ (０)		
D２		６１，０００円以上 ７２，０００円未満	１４，２００ (５，４００)	０ (０)		
D３－１		７２，０００円以上 ７７，１０１円未満	２１，２００ (５，８５０)	０ (０)		
D３－２		７７，１０１円以上１１０，０００円未満	２１，２００	０	D３－２階層からD８階層の場合 ２人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注１）の施設に入所又は利用している場合	就学前児童のうち １人目は１０／１０ ２人目の児童は５／１０ ３人目以降の児童は無料
D４		１１０，０００円以上１４１，０００円未満	２９，８００	０		
D５		１４１，０００円以上１６５，０００円未満	３７，４００	０		
D６		１６５，０００円以上２００，０００円未満	４３，８００	０		
D７		２００，０００円以上３４０，０００円未満	４５，８００	０		
D８		３４０，０００円以上	４８，８００	０		

（注１） ２人以上の就学前児童が幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園通所部に通い、在学し、若しくは在籍する場合。家庭的保育事業等による保育を受ける場合。
児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける場合

（注２） 母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯で、B階層、C階層、D１－１階層、D１－２階層、D２階層またはD３－１階層の場合は、（ ）の保育料となります。

（注３） 満１８歳未満の児童を３人以上養育及び監護している場合で、満１８歳未満の児童のうち順次に数えて３人目以降の３歳未満児の保育料は無料となります。

（注４） 延長保育を利用する場合は、保育料（月額）各１，３００円が別途必要になります。ただし、保育料月額表のA階層またはB階層の世帯は不要です。

（注５） この表のB階層、C階層、D１－１階層～D８階層における「当年度分」については、４月から８月までは、「前年度分」と読み替えるものとする。

（注６） 保育料を算定する時の市民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除は適用されません。この場合は実際の市民税所得割額と異なります。

（注７） この表の市民税所得割額の額は、保護者等が指定都市の区域内に住所を有するものであるときは、高浜市に住所を有するものとみなし計算します。

高浜市保育短時間保育料月額表

階層 区分	認 定 区 分		保 育 料 月 額 （ 単 位：円 ）		負担軽減	
			０・１・２歳児	３・４・５歳児	母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯	左記に該当しない世帯
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び児童福祉法に規定する里親及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支援給付受給世帯		０	０	B階層、C階層、D１－１階層、D１－２階層、D２階層、D３－１階層の場合（注２）	B階層の場合 年齢制限なし １人目は１０／１０ ２人目以降の児童は無料
B	A階層を除き、当年度分の市民税所得割額の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	０ (０)	０ (０)	年齢制限なし １人目の児童は１０／１０	
C		市町村民税均等割課税世帯 ４８，６００円未満	８，４００ (３，７００)	０ (０)	２人目以降の児童は無料	C階層、D１－１階層の場合 年齢制限なし １人目は１０／１０ ２人目の児童は５／１０ ３人目以降の児童は無料
D１－１		４８，６００円以上 ５７，７００円未満	１１，１００ (４，７００)	０ (０)		
D１－２		５７，７００円以上 ６１，０００円未満	１１，１００ (４，７００)	０ (０)		
D２		６１，０００円以上 ７２，０００円未満	１４，０００ (５，３００)	０ (０)		
D３－１		７２，０００円以上 ７７，１０１円未満	２０，９００ (５，７５０)	０ (０)		
D３－２		７７，１０１円以上１１０，０００円未満	２０，９００	０	D３－２階層からD８階層の場合 ２人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注１）の施設に入所又は利用している場合	就学前児童のうち １人目は１０／１０ ２人目の児童は５／１０ ３人目以降の児童は無料
D４		１１０，０００円以上１４１，０００円未満	２９，４００	０		
D５		１４１，０００円以上１６５，０００円未満	３６，９００	０		
D６		１６５，０００円以上２００，０００円未満	４３，２００	０		
D７		２００，０００円以上３４０，０００円未満	４５，２００	０		
D８		３４０，０００円以上	４８，２００	０		

※注１～７については、保育標準時間保育料と同様の取扱いです。

高浜市保育所 給食費（主食費・副食費）徴収表

令和元年 1 0 月分より適用

階層 区分	認 定 区 分	給 食 費 徴 収			副食費の負担軽減	
		0・1・2歳児	3・4・5歳児		母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯	左記に該当しない世帯
		改正なし：保育料に主食代・副食費を含む	主食費	副食費		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び児童福祉法に規定する里親及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支援給付受給世帯			【免除】	B階層の場合 1～2階層、D2階層、D3～1階層 の場合（注2） 年齢制限なし 1人目の児童は新たに徴収免除 2人目以降の児童は徴収免除	B階層の場合 年齢制限なし 1人目は新たに徴収免除 2人目以降の児童は徴収免除
B	市町村民税非課税世帯			【免除】 【免除】 【免除】		C階層、D1～1階層の場合 年齢制限なし 1人目は新たに徴収免除 2人目の児童は新たに徴収免除 3人目以降の児童は徴収免除
C	市町村民税均等課税世帯 48,600円未満			【免除】 【免除】		D1～2階層からD8階層の場合 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注1）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10/10 2人目の児童は10/10 3人目以降の児童は無料
D1-1	48,600円以上 57,700円未満			【免除】 【免除】		
D1-2	57,700円以上 61,000円未満			【徴収あり】 【免除】		
D2	61,000円以上 72,000円未満		【徴収あり】	【徴収あり】 【免除】		
D3-1	72,000円以上 77,101円未満			【徴収あり】 【免除】		
D3-2	77,101円以上110,000円未満			【徴収あり】 【免除】		
D4	110,000円以上141,000円未満			【徴収あり】		
D5	141,000円以上165,000円未満			【徴収あり】		
D6	165,000円以上200,000円未満			【徴収あり】		
D7	200,000円以上340,000円未満			【徴収あり】		
D8	340,000円以上			【徴収あり】		

(注1) 2人以上の就学前児童が幼稚園、特別支援学校の幼稚園、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園通所部に通い、在学し、若しくは在籍する場合、家庭が保育事業等による保育を受ける場合、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける場合

- (注2) 母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯で、B階層、C階層、D1～1階層、D1～2階層、D2階層またはD3～1階層の場合は、（ ）の副食費となります。
- (注3) この表のB階層、C階層、D1～1階層～D8階層における「当年度分」については、4月から8月までは、「前年度分」と読み替えるものとする。
- (注4) 保育料を算定する時の市民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税調整除、寄付金控除は適用されません。この場合は実際の市民税所得割額と異なります。
- (注5) この表の市民税所得割額は、保護者等が指定都市の区域外に住所を有するものであるときは、高浜市に住所を有するものとみなし計算します。

※価格高騰のため給食費が変動する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

◆高浜市内保育所等のご案内◆

各保育所等の対象児童および保育時間

各保育所によって保育時間が異なりますので、場所や送迎に必要な時間等を確認した上で、希望園を決定してください。

公私	園 名	対象児童	保育時間	住 所	TEL
保育園					
公立	吉浜北部保育園	1～5歳児・障がい児	7:30～18:00	八幡町 4-8-4	52-3411
私立	中央保育園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	稗田町 2-3-7	53-0879
私立	高浜南部保育園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	田戸町 3-5-26	54-0281
私立	よしいけ保育園	0～5歳児・障がい児	7:00～19:00	湯山町 4-7-13	53-2100
私立	吉浜保育園	0～5歳児・障がい児	7:00～19:00	呉竹町 3-8-20	53-1720
私立	ひかりこども園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	清水町 6-6-37	70-7720
私立	吉浜さんさん保育園	0～5歳児・障がい児	7:00～19:00	屋敷町 1-6-6	54-5633
私立	高浜あおぞら保育園	0～2 歳児	7:30～19:00	青木町 8-1-20	53-1050
認定こども園（保育園機能）					
私立	翼幼保育園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	神明町 2-8-2	95-5055
私立	たかとりこども園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	向山町 2-1-15	52-4839
私立	たかはまこども園	1～5歳児・障がい児	7:00～19:00	青木町 6-1-94	53-1719
地域型保育所（家庭的保育・小規模保育）					
私立	となりのおばちゃん	0～2歳児（定員5名）	8:00～18:00	八幡町 5-3-14	57-7639
私立	こっこママ	0～2歳児（定員5名）	8:00～18:00	呉竹町 5-3-5	55-7911
私立	あいあい	0～2歳児（定員5名）	8:00～18:00	青木町 3-5-15	57-1802
公立	ぽんぽんママ	1・2歳児（定員15名）	8:00～18:00	屋敷町 5-9-2 吉浜幼稚園内	080-3128-5403
私立	からんこえ	0～2歳児（定員12名）	8:00～18:00	小池町 5-3-20	45-7090
私立	おひさま	1・2歳児（定員12名）	8:00～18:00	春日町 5-165 いきいき広場3階内	52-9881

* 保育短時間認定の保育時間は、8:00～16:00 * クラス別保育は、8:30～です。

* 保育標準時間認定は、保育短時間設定を超える保育利用する場合、認定します。

* 休日（日・祝）に保育が必要な方は、よしいけ保育園で保育します。（別紙「休日保育について」参照）

* 保育料については保護者の市民税の所得割額及び課税の有無で決定します。（P7、P8、9参照）

* 家庭的保育所…となりのおばちゃん、こっこママ、あいあい

* 小規模保育所…ぽんぽんママ、からんこえ、おひさま

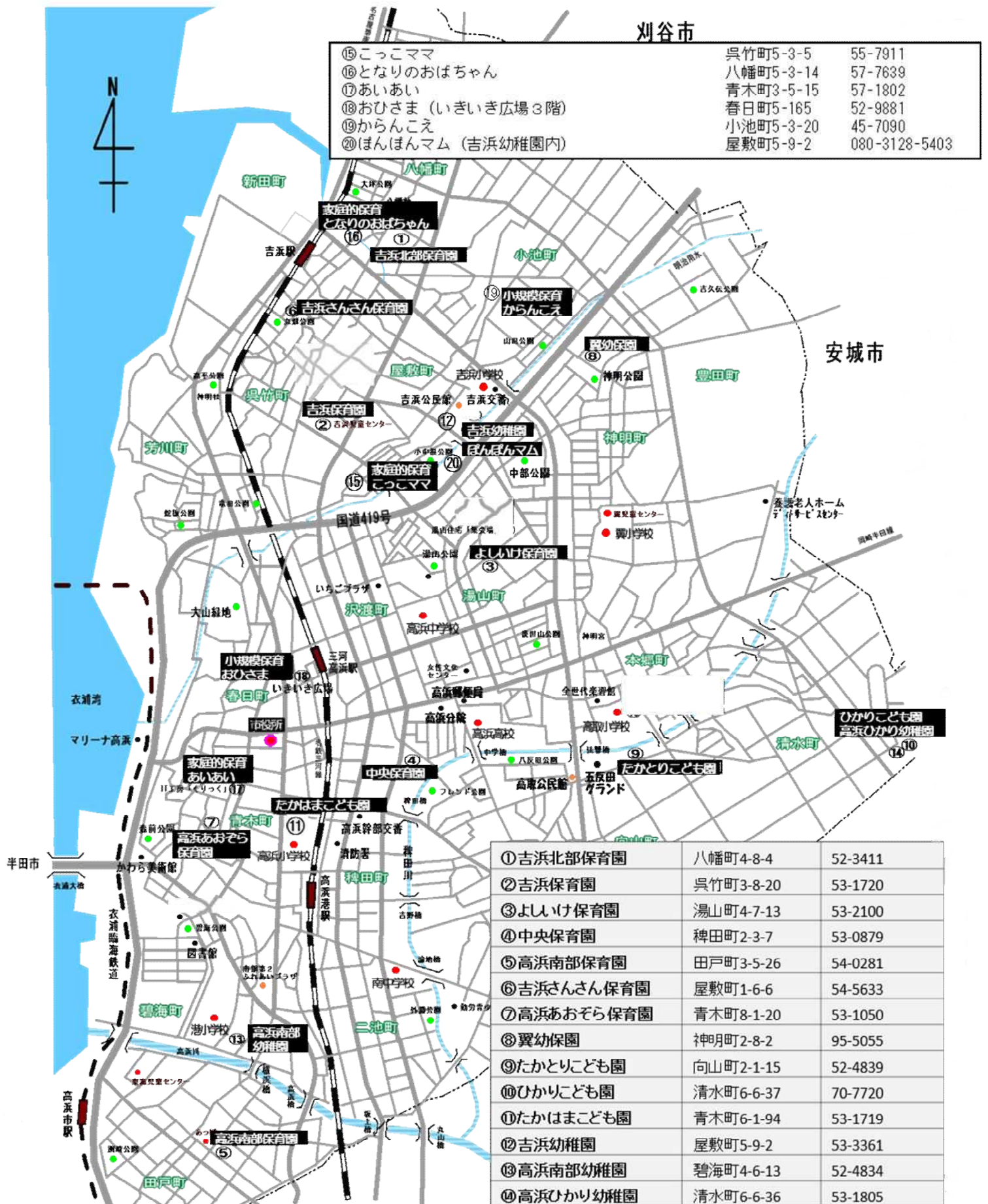
* 土曜日は、おひさまは中央保育園もしくは南部保育園、高浜あおぞら保育園はたかはまこども園、ぽんぽんママは吉浜北部保育園にて保育します。

* 地域型保育所の土曜保育は、お弁当持参です。おやつは用意します。からんこえ・おひさま・ぽんぽんママは給食です。

保育の1日の流れ、主な行事につきましては
各園のパンフレットをご覧ください。



高浜市保育所等・幼稚園 所在地図



高浜市保育所入園判定基準

令和7年度当初(4月1日)保育所入園の選考方法については、第1希望保育所にて調整し、各施設、各年齢において受入れ人数を超過した場合に次のとおり選考することとする。表1の児童を優先入園とし、その他の児童は、表2による指数表を用い指数の高いものより選考する。ただし、表1の児童であっても、受入れ人数を超過した場合は、面接時に任意の番号を割り振り、番号の若い順で本抽選を実施、本抽選の結果、若い順で入所調整を行い、決定する。表2の児童においても、同点となつた場合は、面接時に任意の番号を割り振り、番号の若い順で本抽選を実施、本抽選の結果、若い順で入所調整を行い、決定する。また、表2の児童で点数が下位になり第1希望保育所に選考できない場合は、受入れ人数に満たない保育所を案内することとし、希望施設にて入園枠が空くのを待つ場合は、指数の高い者より待機順位をつける。なお、申込み期間内に申込みをした者に用い、指数の基礎となる学証書類は定めた期間内に提出されたものを使用する。

表1

番号	事由	要件
1	児童虐待等の恐れがある世帯	県児童福祉相談センターより保育の実施が必要である旨の通知を受けた児童のある世帯
2	里親委託が行われている世帯	県児童福祉相談センターより措置決定の通知を受けた児童のある世帯 ※措置決定通知の提出が必要

表2

番号	事由	区分	表示区分	指数
1	就業 ※1	外勤 内勤 自営業(専従者含む) 在宅勤務	月150時間以上勤務	10
			月140時間以上勤務	9
			月120時間以上勤務	8
			月100時間以上勤務	7
			月80時間以上勤務	6
2	出産	内職	月60時間以上勤務	4
			月60時間以上勤務	4
3	疾病・障がい	入院・常時臥床	出産予定日2か月前の月初日から出産(流産)日の2か月後の月末まで	10
			週2日以上で保育ができない疾病	10
4	看護・介護	通院	週2日以上で保育ができない疾病	7
			週2日以上で保育ができない疾病	4
			精神疾患	10
			身体障害者手帳2級以上の交付	10
			身体障害者手帳3級以下の交付	7
5	災害	手帳等交付	療育手帳の交付	10
			精神障害者保健福祉手帳の交付	10
			精神障害者医療受給	10
			入院看護・介護	7
			自宅看護・介護	7
6	求職活動等	災害等	災害等での復旧	10
			入園後2ヶ月以内に要件を満たす就労をする場合	2
			入園後概ね3ヶ月以内に要件を満たす就労をする場合	4
			学生 就学時間 週30H以上	10
			学生 就学時間 週20H以上	7
7	就学等	職業訓練	訓練 受講時間 週30H以上	10
			訓練 受講時間 週20H以上	7

次の条件にあてはまる者には指数を加減します

番号	要件	加算する指数
1	ひとり親世帯	母子家庭及び父子家庭
2	兄弟入園世帯	入園申込み時点で、次年度においても兄弟が在園している場合
3		入園申込み時に4月1日入園申込みを兄弟同時にやっている場合
4		育児休業が終了し、年度当初までに以前と同じ事業所に復職する場合 ※2
5	就業要件	入園時、就労の関係で朝7時よりの保育が必要と認められる場合 ※3、※4
6		保護者が高浜市内の認可保育所で保育士(非常勤保育士を含む)・幼稚園教諭・保育教諭として就労している場合 ※5
7		保護者が市外の認可保育所で保育士(非常勤保育士を含む)・幼稚園教諭・保育教諭として就労している場合 ※5
8		一か月の就労日数が15日未満の場合
9	就業要件 (自営業のみ)	自営業を証明する添付書類として「確定申告書(第一表・第二表)」・「源泉徴収票」・「開業届」※注1・「(事業主の)青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書」※注2 のいずれも提出できない場合 ※6 ※自営業とは保護者や祖父祖母が法人格のない事業主である。または「親族が事業主の法人格のない会社等で働く」場合を指す ※注1 母(父子家庭の場合は父)が自営主の場合に限る ※注2 青色事業専従者給与欄に母(父子家庭の場合は父)氏名の記載がある場合に限る
10		身体障害者手帳1級又は2級の手帳取得者で障がい以外の事由を兼ねる場合 ※7
11		療育手帳取得者で障がい以外の事由を兼ねる場合 ※8
12	生活保護受給世帯	精神障害者医療受給者又は精神障害者保健福祉手帳の取得者で障がい以外の事由を兼ねる場合 ※9
13		生活保護受給世帯
14		保育料を滞納している世帯(入園申込時点で入金が確認できない場合

＜留意事項＞

- ・指数は、児童の保護者で主に児童を保育している人の値とします。
- ・両親がいる場合は、母親とし、父子世帯は、父親とします。
- ・指数表の就労時間には、休憩時間や残業時間は含まれません。
- ・各社内規則により短縮勤務を取得する場合は、就労証明書の№6の時間を指数判定の基準とします。
- ・就労証明書の就労時間が週の合計時間で記載されている場合、4を乗じた値を月間の合計時間とします。
- ※1 就業要件において書類不備の場合、求職活動として指数判定を行います。
- ※2 就労証明書に記載された「育休復帰日」が令和6年4月以前の日付である場合
- ※3 よしいけ保育園・吉浜保育園・吉浜さん保育園・たかはまこども園を希望の場合のみ
- ※4 加点の対象は、就労証明書に記載された勤務時間が延長保育を必要とすると判断される場合のみで、残業等で延長保育を利用する場合は、加点の対象とはなりません
- ※5 保育士・幼稚園教諭のどれか、資格の写しを添付してください
- ※6 「自営業を証明する書類」(P17)にて添付書類を確認してください
- ※7 障害者手帳の写しを添付してください
- ※8 療育手帳の写しを添付してください
- ※9 精神障害者医療受給者証又は精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください

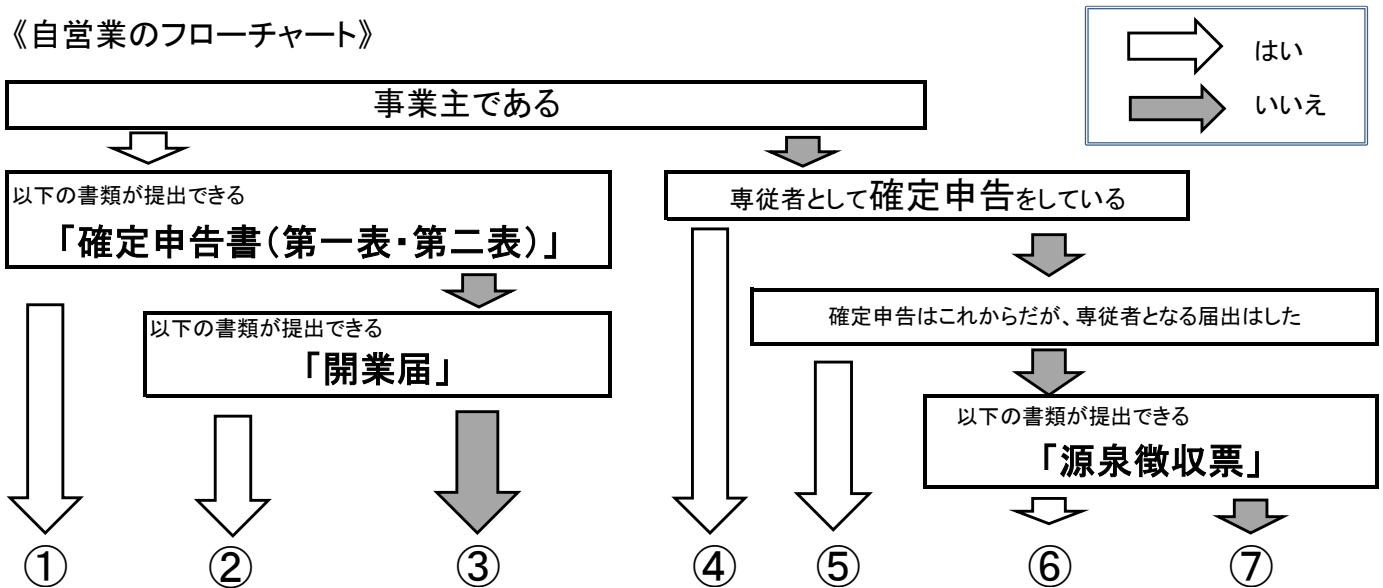
自営業を証明する添付書類

こども育成グループ

令和7年4月1日時点で就労要件(自営業)で保育を必要とする方は、保育認定(変更)申請時や現況届時に提出する書類は就労証明書に加え、自営業を証明するための添付書類が必要です。

以下のフローチャートに従い、該当する必要書類を揃えてください。

《自営業のフローチャート》



該当する番号の就労証明書の記入方法と必要書類を下記の表で確認してください。

【注意】②、③、⑤、⑦は、開業・就業後1年未満の方のみ選択できます。2年目以降の方は、確定申告・源泉徴収票を提出してください。

	就労証明書を記入・証明する人	添付書類(いずれの書類も写しで構いません)	現況届等の提出書類 ※
①	事業主(本人)	「確定申告書(第一表・第二表)」※ <u>税務署長宛の申告書のみ</u> 原則、前年度実施のもの(直近)	「確定申告書(第一表・第二表)」 ※ <u>税務署長宛の申告書のみ</u>
②		開業・就業後1年未満の方のみ 「開業届」および 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	
③		開業・就業後1年未満の方のみ 事業内容がわかる書類 および 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	
④	事業主	「確定申告書(第一表・第二表)」※ <u>税務署長宛の申告書のみ</u> 原則、前年度実施のもの(直近)で <u>専従者氏名の記載があるもの</u>	「源泉徴収票」
⑤		開業・就業後1年未満の方のみ 「(事業主の)青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書」および 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	
⑥		「源泉徴収票」 就労証明書に記載された事業主が発行した給与に関するもの	
⑦		開業・就業後1年未満の方のみ 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	

※自営業とは保護者や祖父母が「法人格のない事業主である」または「事業主が親族である法人格のない会社等で働く」場合を指します。

※ 開業もしくは就業後1年を経過した場合、必ず提出していただく書類です。
確認がとれない場合、保育要件として認めることができません。

『教育・保育給付認定申請』のお知らせ

～ 子ども・子育て支援新制度～



1. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援について、量の拡充や質の向上を進めていくための制度です。

(2) 『教育・保育給付認定申請』について

「子ども・子育て支援新制度」では、給付制度が導入されています。これは給付の対象となる幼稚園や保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育などの施設を利用した場合に、その費用に関して公費から給付を受けられることになります。そのため、これらの給付施設等の利用を希望する方は、「教育・保育給付の支給認定」を受ける必要があります。なお、認定は次の3区分です。

※新制度に移行されない私立幼稚園を利用される場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。

【教育・保育給付認定の区分】

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定 【教育認定】	3歳以上のお子さん で、保育を必要とせず、教育を希望する方 例) 3歳以上で、両親のどちらかが専業主婦(夫)の場合など、お子さんがご家庭での保育を受けることができる場合	幼稚園、認定こども園の幼稚園
2号認定 【保育認定】	3歳以上のお子さん で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 例) 3歳以上で、両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育園、認定こども園の保育園
3号認定 【保育認定】	3歳未満のお子さん で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 例) 3歳未満で、両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育園、認定こども園の保育園、小規模保育、家庭的保育

※ 2号認定、3号認定は、保護者の就労など保育が必要な時間によって保育園の利用時間が決まります。

- ・ **保育短時間** …保育短時間設定時間内(午前8時から午後4時まで)での利用
【事由: 就労のほか、疾病・障がい、求職活動中の者など】
- ・ **保育標準時間** …保育短時間設定時間を超える保育を利用

保育の必要量(保育時間)は、就労等の事由で保護者が保育することができない時間となります。したがって、保護者の私的な理由での保育の利用はできません。

(3) 認定期間について

認定期間は原則として申込者からの希望の範囲で、小学校就学前までの「保育を必要とする」と見込まれる期間とします。

* 出産を理由とする場合は、出産予定日の2か月前の月初日から、出産日の2か月後の月末日までが認定期間、求職活動を理由とする場合は入園後2か月間が認定となります。【ご注意ください!】

(4) 『教育・保育給付認定申請』の対象者

高浜市に住民登録している方、または、転入予定の方で、幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育など、給付対象の施設の利用を希望する児童の全員が対象です。

なお、認定は、有効期間内において、「保育を必要とする事由」が変わる場合、就労時間の変更により「保育の必要量」が変更となる場合など、教育・保育給付認定を変更する場合は、変更の申請が必要になります。

2. 支給認定証について

- ◆「教育・保育給付認定申請書」の提出をしていただくと、市が内容を精査し、教育保育給付認定を行い、支給認定証を交付します。

3 支給認定証を受け取ってから

- ◆支給認定証は施設の利用の際に必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

- ◆次の場合は支給認定証を返還してください。

- ①保育園を退園する場合
- ②市外へ転出する場合

- ◆入所中に変更がある場合、『教育・保育給付認定（変更）申請書』とお持ちの『支給認定証』の提出が必要です。

※申込み後に次のような変更があった場合は、必要に応じて書類の再提出・変更をしていただく必要があります。こども育成グループまで必ず連絡してください。

- ・ 住所が変わったとき
- ・ 家族構成や家庭状況が変わったとき
- ・ 保護者（父母）の「保育を必要とする事由」が変わる場合、就労時間等の変更により「保育必要量」が変更となる場合（新たに雇用証明書等を提出していただく必要があります。）

□お問い合わせ先： 高浜市こども未来部こども育成グループ（いきいき広場3階）

TEL：0566-95-9562



休 日 保 育 に つ い て

対 象 児	保護者の就労を理由に市内の保育園・家庭的保育・小規模保育に入園（所）している児童で、次のいずれにも該当する児童 ・保護者の就労が日曜日または祝日にもあり、家庭での保育が困難であると認められる児童 ・利用月の初日に、満1歳の誕生日を迎えている児童 ※園の状況やお子さんの状態（離乳食の状況等）により受け入れ出来ない場合があります。
事 業 内 容	【実施場所】：よしいけ保育園（Tel 53-2100） 【実施日】：毎週日曜日・祝日（年末年始は除く） 【開所時間】：8時から17時30分まで 【定 員】：概ね20人程度
保 護 者 負 担	休日保育を利用した場合は、その代わりとして必ず就労の週休日には、在籍施設を欠席していただきます。そのため、保育料はいただきません。 【昼 食】：よしいけ保育園の給食 ※食物アレルギーのある場合は、お弁当及びおやつ持参となります。 【送 迎】：実施保育園まで、送迎が必要です。 【持ち物】：通常各保育施設に持っていくもの（布団・着替え等）
申 込 先	・在籍施設
申 請 書 類	・休日保育利用・中止申込書 ・休日保育出欠予定表 ・日曜日・祝日就労状況証明書（父・母ともに）
そ の 他	・年度途中からの申込みや利用理由が消滅した場合は、速やかに在籍施設へ申し出てください。利用前月8日までが申込締め切りです。 ・実施園から在籍施設に、保育に必要な情報を問い合わせることがあります。

【問い合わせ先】 在籍施設又は、高浜市こども育成グループ
（いきいき広場3階）Tel 95-9563

公立幼稚園預かり保育のご案内

★公立幼稚園では、子育て支援の一環として、教育時間外に園児をお預かりしています。

令和6年4月現在

保育内容	申込みの要件	実施園	実施日・時間	昼食・おやつ	利用料
一時預かり保育 (バンド教室)	希望する園児	高浜南部幼稚園 吉浜幼稚園	開園日…午後2時30分～午後4時30分 *給食のある日のみ実施 *4・5歳児…5月より 3歳児…6月より	【おやつ】 500円(月) 50円(日)	月額5,500円 日額 500円
			夏季休業中の実施日 午前8時30分～午前11時30分	—	日額 200円
夏季預かり保育	希望する園児	高浜南部幼稚園 吉浜幼稚園	開園日	【おやつ】 500円/月 ※15時以降利用者のみ 【昼食】給食のない日：弁当持参	無償 「保育の必要性」の 認定が必要
			長期休園日 (夏季・冬季・春季)	【おやつ】 500円/月 ※15時以降利用者のみ 【昼食】弁当持参	
			*土・日・祝日・園代休日・12月29日～1月3日を除く		
			開園日	【おやつ】 500円/月 ※15時以降利用者のみ 【昼食】給食のない日：弁当提供 300円/食	
			土曜日 長期休園日 (夏季・冬季・春季) 代休日	【おやつ】 開園日同様 【昼食】土曜日：弁当持参 代休日・長期休園日 ：弁当提供 300円/食	
就労等預かり保育	保護者の方の 就労・出産・傷病・事故・入院等により、保育を必要とする園児 (上記要件の詳細は園で確認してください。)	高浜南部幼稚園 吉浜幼稚園	*日・祝日・12月29日～1月3日を除く		

おやつ代・弁当代等は変更になる場合があります。

病後児保育について（ご案内）

1. 利用できる人

次のすべてにあてはまる人です。

- （１）市内に住んでいる
- （２）生後６か月以上小学校３年生以下の児童である
- （３）病気回復期にあり通園・通学等が困難である
- （４）保護者の勤務等の都合により家庭で保育を受けることが困難である



2. 定員

１日 ２名まで



3. 利用登録

- （１）できるだけ事前登録をお願いします。
（申し込みと同時の登録もできます）
- （２）受付時間 ８時３０分～１７時１５分（土日祝除く）

4. 利用申込み

- （１）予約受付時間 ８時３０分～１５時（土日祝除く）
＊原則予約制ですので、前日の１５時までにご予約ください。
- （２）かかりつけ医などを受診し、病後児保育を利用できるかどうか医師に確認してください。
利用できる場合は【医師連絡票】を医師に書いてもらいます。（市内の病院は３００円かかります）
＊感染するおそれのあるお子さんや、病気になったばかりのお子さん（急性期）はお預かりすることはできません。
- （３）病後児保育利用申込書と医師連絡票、保護者連絡票を前日又は当日にこども育成グループへ提出してください。また、薬を与える必要がある時は与薬依頼票も提出してください。

5. 実施場所

いきいき広場３階（高浜市春日町五丁目１６５番地）

6. 実施日等

月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時１５分まで
（祝日および年末年始は除く）



7. 利用料

1日 2,000円

次の方は利用料が減免になります。

- (1) 生活保護法による被保護世帯、市民税非課税世帯は無料になります。
- (2) (1)を除く所得税非課税世帯は半額(1,000円)になります。
- (3) 就労等の要件により、利用料が無償化になることがあります。

7. 食事

昼食はお弁当(ミルクを含む)を持参してください。

8. 利用時に必要な持ち物

3歳児未満(0(6か月)・1・2歳児)	3歳児以上(小学校3年生まで)
弁当 哺乳瓶 (必要児のみ) 着替え 着脱のしやすいもの 2～3枚 オムツ 10組 オムツカバー 3枚(必要児のみ) エプロン 3枚 おしぼりタオル 3枚 ポリ袋 (汚れもの入れ用) 2枚 くすり バスタオル 1枚	弁当 着替え 着脱のしやすいもの 2～3枚 おしぼりタオル 1枚 ポリ袋 (汚れもの入れ用) 2枚 くすり バスタオル 1枚

□持ち物には必ず名前を書いておいてください。

また、好きなおもちゃや絵本、DVDなどがあればお持ちください。

9. その他

- (1) 予約を取り消したり、入室時間が遅れたりする時などは、早急に連絡してください。
- (2) 連絡用紙等は明確に記入してください。(家庭での状態、与薬時間など)

10. 申込み先

高浜市いきいき広場 こども育成グループ
電話 0566-95-9563

○高浜市内 支援センターのご紹介○

〔主な内容〕子育て相談、親子遊び、子育て講座など（各施設によって異なりますのでご確認ください。）

高浜市いちごプラザ  子育て中の親子が集う場。 いつ来て、いつ帰って頂いてもけっこうですよ。 〔開園日・時間〕 月～土（祝日含む） 10：00～16：00 〔問合せ先〕 高浜市いちごプラザ TEL 52-5232 ※詳細は、いちごプラザHP 等をご覧ください。	子育て支援センター あっぼ 「あっぼ」が健やかな育児をサポートし、 地域の子育てを応援します。  〔開園日・時間〕 月～金（祝日休み） 9：00～15：00 相談 月～金（祝日休み） 9：00～15：00 〔問合せ先〕 子育て支援センターあっぼ TEL 56-2725 ※詳しくは、おたより「にじ」をご覧ください。
よしいけ保育園子育て支援センター 「はっぴー」  「子育て」楽しくみんなでしましょう!! 「はっぴー」に来れば仲間ができるはず! 〔開園日・時間〕 フリールーム 月～金9：00～11：30（祝日休み） 育児相談 月～金9：00～15：00（祝日休み） 〔問合せ先〕 子育て支援センター「はっぴー」よしいけ保育園 TEL 53-5141 ※詳しくは、『四つ葉だより』をご覧ください。	翼幼保育園子育て支援センター ひなたぼっこ 子育て支援センターでは、親子の触れ合いや 友だち作りのお手伝いをしています。 〔開園日・時間〕 月～金（祝日休み） 9：00～16：00 〔問合せ先〕 翼幼保育園子育て支援センター ひなたぼっこ TEL 95-5055 ※詳しくは、おたより『ひなたぼっこ』をご覧ください。
ひかりこども園子育て支援センター お子様が元気に育ち安心して子育てができるよ うにひかりこども園が子育てを応援します。 〔開園日・時間〕 月～金（祝日休み） 9：00～15：00 〔問合せ先〕 ひかりこども園子育て支援センター TEL 70-7501 ※詳しくは、子育てだより「キラキラ」をご覧ください。	* 詳細はホームページをご覧ください。 * ホームページについては別紙「高浜市子育て支援ネットワーク」・「高浜市子育て支援LINE」にてご案内しています。 

『高浜市子育て支援ネットワーク』

子育て支援施設、保育園・幼稚園・小学校・中学校・病院・公園や子育てに関するお悩みの相談先などを掲載しています。
そのほか、子育て支援施設の月間行事予定なども閲覧できます！

高浜市子育て支援ネットワークのURL

<http://www.takahamashi.com/> (PC版)

<http://www.takahamashi.com/m/> (モバイル版)

<http://www.takahamashi.com/sp/> (スマートフォン版)

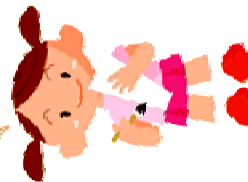


メールマガジン登録の流れ



空メール送信から登録・解除できます

行事やニュースのお知らせがメールで届きます。



年齢別に3種類のメールマガジンを配信中！

行事や子育て支援に関するお知らせがメールで届きます。

親子で参加できる行事のお知らせもあります！

子育て支援ネットワークのポータルサイトから登録できます。

【問合せ先】

高浜市役所 こども育成グループ ☎52-1111

～高浜市公認～

『高浜市子育て支援LINE』

子育て世帯に向けて、高浜市の子育て支援情報を発信しています。
以下の二次元コードから登録できます。



【掲載情報】

- ・各支援センターの行事予定
- ・市内の公園、病院の情報
- ・いちごプラザのイベントのお知らせ
- ・市内の子育てに関する相談先の紹介
- ・市内のイベント情報 等

ほかにも・・・

LINE からいちごプラザの行事の予約ができます！

また、個別の子育て・育児相談を受け付けています。



『高浜市子育て情報オープンチャット』

子育て世代の方々同士が、子育てに関する不安や相談事を共有できるオープンチャットを開催しています。



高浜市内の子育て世代の方が気軽に情報交換・相談ができる場となっています。

(例) おすすめのお出かけ先を教えてください！



【運営（問い合わせ先）】

NPO 法人 ふれ愛・ぽーと

高浜市いちごプラザ（沢渡町） ☎52-5232

一時的保育事業案内

令和7年度

実 施 園	高浜南部保育園	よしいけ保育園
実 施 目 的	高浜市に住民票があり、仕事を頼まれた時、急に病院に行く時、冠婚葬祭の時、趣味に打ち込みたい時、お疲れの時など一時的にお子さんを保育します。	
保 育 内 容	通常の保育活動（生活と遊び）	
保 育 日 数	1か月に14日以内	
対 象 児 童	生後6か月以上で就学前のお子さん	
利用可能日	月曜日から土曜日 ※祝日及び12月29日から1月3日を除く ●月曜日から金曜日：非定型・緊急・私的 ●土曜日：緊急	
保 育 時 間	1日 8時間以内（原則） ●非定型 午前8時00分から午後6時30分（原則8時間以内） ●緊急 午前8時00分から午後6時30分（原則8時間以内） 午前8時30分から午後0時30分（土曜日：4時間） ●私的 午前8時30分から午後4時30分（8時間以内） ※利用理由（非定型・緊急・私的）により利用可能時間が異なります。 ※非定型・緊急は必要に応じて午後6時30分までお預かりしますが、午後6時を超える利用の場合は、別途延長利用料金が必要ですので、ご相談ください。	
利 用 料	0・1・2歳児 1日…3,600円 3 歳 児 1日…1,700円 4・5歳児 1日…1,500円 ※4時間以内の利用は半額になります。	
延長利用料	0・1・2歳児 1日…1,300円 3 歳 児 1日… 600円 4・5歳児 1日… 500円	
申 込 み ・ 問 い 合 わ せ 先	高浜南部保育園 54-0281	よしいけ保育園 53-2100
利 用 手 順	① 利用登録を行う（各園で申請ください） ② 利用希望する日を予約する（各園にお問い合わせください）	
注 意 事 項	・一時的保育利用登録は、どちらか一方の園でのみ受け付けます。重複利用はできませんので、ご注意ください。 ・就労等の要件により、利用料が無償になることがあります。 ・土曜日は、利用理由が緊急と認められた場合に限り、午前8時30分から午後0時30分までお預かりします。 ・他市町村在住で高浜市に里帰り出産等の為、一時的に滞在する方は利用可能です。	

※状況に応じて、各園もしくはこども育成グループがご相談にのらせていただきますので、お声掛けください。